

1 全体計画

難波宮跡の史跡指定地は、東西方向の阪神高速道路・中央大通と南北方向の上町筋により、3つのブロックに分離されている。このうち南部ブロックは阪神高速道路・中央大通以南で大極殿院・朝堂院などの宮殿の中枢部がひろがる。その北側で内裏の中心部が位置するのが北部ブロックであり、その西側の上町筋以西が「難波大蔵」との関連が指摘される内裏西方官衙や法円坂遺跡の5世紀倉庫群が位置する西部ブロックである。

以下に各ブロックについて、遺構の性格、立地等の特徴などの概要を述べ、それぞれの特性に応じた整備の方針を示す。なお各ブロックおよびそれらを構成する「地区」の名称、位置は、下図の通りである。

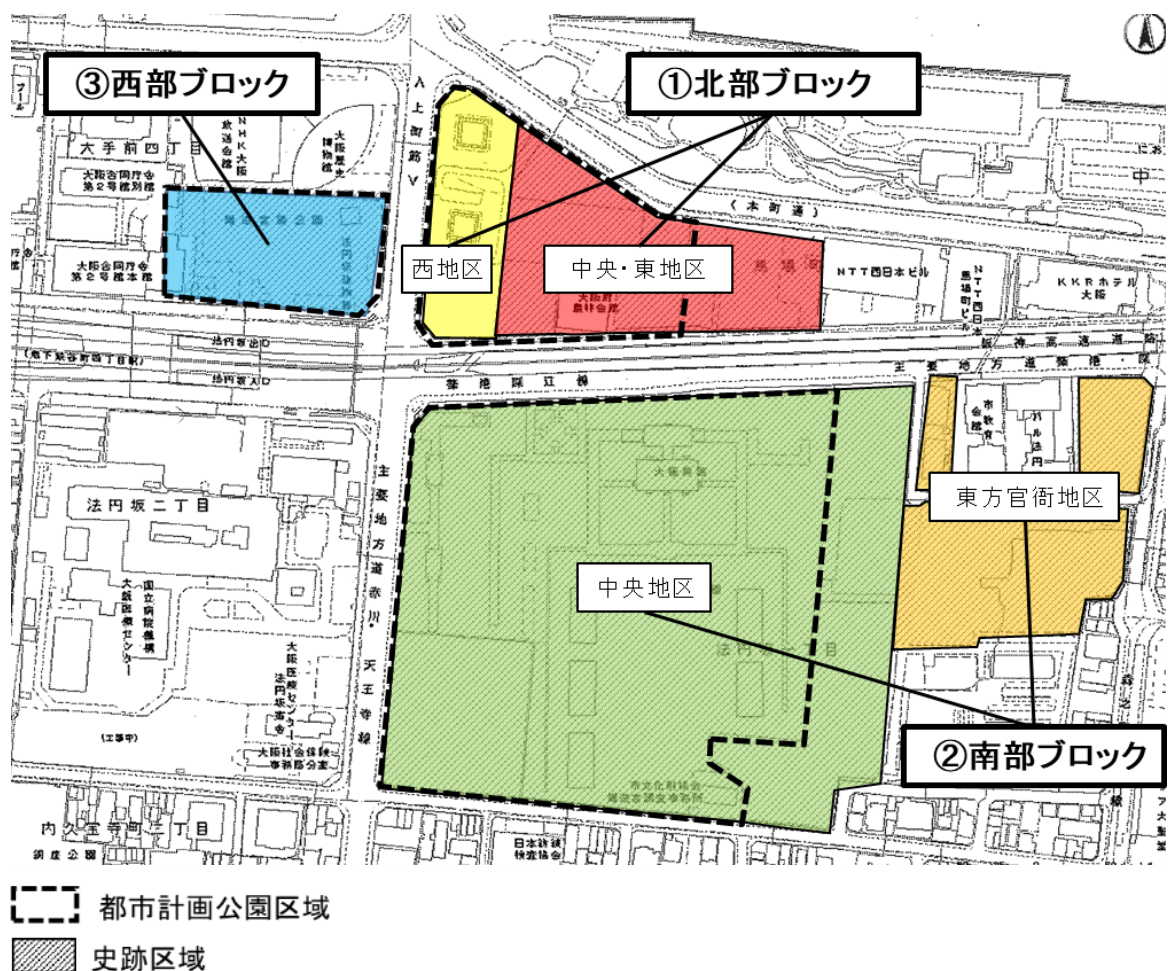


図 56 史跡におけるブロック及び地区の名称

## ①北部ブロック

### 【遺構の性格】

- ・北部ブロックは遺構の分布状況からみると、内裏の中心部にあたる中央・東地区と、その西側で西部ブロックとの間にあり難波宮跡の遺構が見つかっていない西地区とに分かれる。
- ・中央・東地区は、両端部に内裏を区画する東および西回廊が位置し、全域が内裏の内部となる。その南半部が回廊（もしくは塀）で区画された内裏内郭という公的な空間であり、北半部は天皇の日常生活空間であった。
- ・内裏内郭の中央南よりに、内裏の中心建物である内裏正殿（後期）が位置する。その周囲は小石敷きであった。
- ・西地区は、内裏と、その西側の「難波大蔵」と推測される高床式の建物群がひろがる西部ブロックの間にあり、この敷地内からは難波宮跡の遺構は発見されていない。

### 【立地等の条件】

- ・北部ブロックは、北側を本町左専道線、西側を上町筋、南側を阪神高速道路・中央大通りに囲まれ、東側は、N T T西日本の駐車場に隣接している。
- ・北側の大阪城公園、西側の大阪歴史博物館との結節点であるとともに、難波宮跡西部ブロック、南部ブロックとの結節点として重要な位置にある。
- ・これまでに史跡環境整備事業は未着手。
- ・西地区および中央・東地区の一部は史跡未指定。
- ・西地区および中央・東地区の一部が公有化されているが、それ以外は私有地であり、それぞれの敷地の管理は所有者がおこなっている。

### 【求められる機能】

#### 西地区

(旧NHK敷地西半部)

- ・大阪城公園、大阪歴史博物館、難波宮跡の結節点の機能。
- ・難波宮跡の導入部の機能。
- ・人々が集まり交流する集客力の高い“史跡広場空間”としての機能。
- ・難波宮跡、大坂城跡をはじめとする大阪の歴史、文化財、観光、催し等のインフォメーション機能。
- ・史跡指定地外であることを活かして便益施設等の設置による集客機能。
- ・震災時の避難地としての機能。

#### 中央・東地区

(旧NHK敷地東半部、旧大阪府農林会館敷地、日本郵政（株）敷地、N T T西日本敷地)。

- ・内裏の中心部として、内裏空間を追体験（イメージ）できる機能。

- ・実物遺構を展示する等の学習する機能。
- ・南部ブロック、大阪城天守閣等の眺望を確保し、難波宮跡から大阪城天守閣を望むという大阪の象徴的な眺望の形成に寄与する機能。
- ・憩える空間としての機能。
- ・大阪城公園と連携し、歴史公園としての一体性を高める機能。
- ・震災時の避難地としての機能。

#### 【整備の方針】

- ・これまで西地区は、難波宮跡の3つのブロックの結節点として、プロムナード的機能を持たせた難波宮跡の導入部としての整備を図ることとしていることから、具体的な検討に際しては、北ブロック全体の歴史的空間の理解を高めるなど西地区以外の中央・東地区の遺構表示等の活用を含め、最適なプロムナード機能を整備。
- ・難波宮跡をはじめ周辺地区の歴史、文化財のインフォメーションを行う施設等の整備。
- ・史跡区域外には、飲食店、売店など公園利用者の利便性が向上する施設の整備。
- ・解説板は、来訪者が歴史的な重要性を理解できる内容とするとともに、復元図や写真等を用いてかつての宮殿の姿やスケール感等を実感できる整備。(ICT技術を活用したVRやARによる歴史的建造物の復元を検討する。)
- ・中央・東地区は内裏の中心部であり、必要に応じた発掘調査の後、内裏正殿、回廊等の遺構表示の整備。(内裏西外郭築地遺構は、瓦が落下した状態で保存されておりこの遺構の公開展示を検討。)
- ・中軸線上にある南部ブロックの大極殿や大阪のランドマークとなる大阪城天守閣などの必要な眺望を確保する整備。
- ・内裏正殿北側は、天皇の日常生活空間であったことを考慮し、憩える草地等の広場として整備。
- ・大阪城公園との連携空間として、互いの魅力を高めあい、両者を一体化した公園としての興味を感じる仕掛けを備えた整備。
- ・災害時には避難地として活用できる空間として整備。

## ②南部ブロック

#### 【遺構の性格】

- ・難波宮の中軸線上に、北に大極殿、その南側に朝堂院が置かれている。大極殿は難波宮の最も格式のある建物であり、国の公式行事や外国使節の謁見等の際に天皇が出御した。その南にひろがる朝堂院は、中央に「朝庭」の広場がひろがり、その周囲に貴族や官僚が日常の政務を執行し、また儀式等の際に着座した朝堂とよぶ建物が配置されていた。大極殿とならび、宮殿のなかで最も中心となる空間である。
- ・南部ブロック南端部に後期朝堂院南門が位置し、朝堂院内部に8棟の朝堂が配置されていた。前期朝堂院はこれよりもひとまわり大きく、周囲に14棟(あるいは16棟)の朝堂が配置されていた。

- ・前期内裏南門の東西両側には八角殿の楼閣建築が配置され、宮殿中心部を荘厳化していた。
- ・朝堂院の東および西側には官衙とよぶ役所施設が配置され、この場で実務をおこなっていた。
- ・朝堂院東側の官衙が置かれた敷地を「東方官衙地区」とよび、北半部には塀や回廊で区画された複数の建物群区画がみつまっている。その南側は発掘調査が未実施であり遺構の分布状況は明確でない。
- ・朝堂院西側には桁行 5 間の大規模な門で区画された施設が置かれた。朝堂院との間は広場的な空間がひろがっていたとおもわれる。

#### 【立地等の条件】

- ・南ブロックは、西側を上町筋、北側を阪神高速道路・中央大通に囲まれ、東および南側は主として住宅地が広がる。
- ・南部ブロックは上町台地の最高所の広がりのある空間の中心部に位置する。
- ・南部ブロックのうち大極殿院の画は昭和 39 年に史跡指定され、昭和 46～51 年にかけて基壇等の復元整備がおこなわれた。その後も継続して朝堂院やその周辺の環境整備事業が実施されている。
- ・中央地区・東方官衙地区ともに、すべての史跡指定地が公有化されている。
- ・東方官衙地区のうち、北半部は小区画の敷地に分かれ、史跡指定地の間に未指定地がある。南半部は公有化がなされたため、今後は、発掘調査をおこない、遺構の配置状況を確認したうえで整備計画を検討する必要がある。
- ・東方官衙地区の東側は急激に地形が降下し、また南東側も徐々に地形が低くなっている。

#### 【求められる機能】

##### 中央地区

- ・難波宮跡 3 ブロックの中心エリアとしての機能。
- ・宮殿中枢部の最重要遺構である大極殿院、朝堂院等の最新の発掘調査に基づく遺構表示機能。
- ・難波宮跡の全体および個々の遺構の解説機能。
- ・難波宮跡のシンボリック機能。
- ・朝堂院の広がりある空間を利用して、イベント、催事や軽スポーツなどのレクリエーション空間としての機能。
- ・(大阪城公園から南に続く) 上町筋沿いの緑地としての機能。
- ・災害時の避難地としての機能

##### 東方官衙地区

- ・東方官衙遺構の特徴を理解できる遺構表示機能。
- ・遺構は敷地外に広がっているため、(将来的な史跡拡大を見越して) 広がりを認識できる表示機能。
- ・住宅地に隣接するため、市民の憩いの場となる機能。
- ・敷地周辺部に、植樹等の手法による視覚的遮蔽機能。
- ・災害時の避難地としての機能

### 【整備の方針】

- ・これまでの整備事業では宮殿中枢部の重要な遺構について、前期、後期ともに遺構の位置と規模を平面的に表示した。表示の手法としては両者を識別できるように、前期は一段掘り窪めて赤色系の舗装とし、後期遺構は土盛りにより基壇をイメージできるようにし、灰色を基調とした舗装とした。今後の整備においては、この手法をベースに解説板等を工夫し両者の違いをわかりやすくするとともに、バリアフリーの観点を踏まえた整備とする。
- ・難波宮跡の中枢部であり、難波宮跡 3 ブロックのなかでも最も広く中心的な位置づけにあるため、難波宮を象徴するエリアとしての整備が求められ、将来の課題として歴史的建造物の復元整備を検討。
- ・後期の朝堂院は内部に 8 棟の朝堂が配置されていたことがわかる遺構表示とする整備。
- ・大阪城天守閣をはじめ、北部ブロックや周辺への眺望に配慮した施設配置とする整備。
- ・来訪者が歴史的な重要性を理解し、また、見学できるようにするために、必要な箇所にサインを整備。
- ・朝堂院南半部の発掘調査を実施する。
- ・東方官衙地区の南半部は、今後発掘調査をおこない、遺構の配置状況を確認したうえで整備計画を検討。
- ・平面的な遺構の広がりを利用して、イベント、催事や軽スポーツなど、市民が多様で活動的なレクリエーションを楽しむ空間として、また、災害時には、避難地として活用できる空間として整備。
- ・敷地周辺部は、遺構表示等に影響がない範囲において、視覚的遮蔽機能等をもたせるため植栽を整備。
- ・老朽化した遺構表示、施設（便所・公園灯など）の改修整備。

## ③西部ブロック

### 【遺構の性格】

- ・前期難波宮の高床倉庫群とその西側を区画する塀を検出。まとまりのある建物群であり、史料に見える「難波大蔵」と考えられる。西側の塀より西には難波宮関連の遺構は発見されていないため、この塀が難波宮の西限の可能性はある。
- ・難波宮期以前の遺構として、西部ブロック全域に計画的に配置された 5 世紀の大規模な 16 棟の倉庫群が検出された。難波宮前史として貴重であることから、法円坂遺跡として平成 13 年に附指定され、史跡の名称が難波宮跡附法円坂遺跡と変更された。

### 【立地等の条件】

- ・西部ブロックは、北側に接して大阪歴史博物館、NHK大阪放送会館の高層建物が建ち、敷地内南端部に地下鉄谷町四丁目駅の出入口があり、大阪歴史博物館、NHK大阪放送会館、大阪城公園への移動空間としての性格がある。

- ・ 東側を上町筋、南側を阪神高速道路・中央大通に囲まれ、西側は官公庁の建物が建つ。
- ・ 平成 10 年度に難波宮跡の 3 ブロック全体の整備方針を定めた「難波宮跡公園整備基本計画」が策定された。この計画に基づき、平成 12・13 年度に整備工事を実施し、供用開始している。

#### 【求められる機能】

- ・ 前期難波宮内裏西方官衙と法円坂遺跡の 5 世紀倉庫群を理解する機能。
- ・ 難波宮跡の全体および個々の遺構の解説機能。
- ・ 大阪歴史博物館、NHK大阪放送会館の前庭空間としての集会合の場としての機能。
- ・ 人々が憩い、語らいあう場。コンパクトなイベント空間としての機能。
- ・ 震災時の避難地としての機能。
- ・ 他ブロックに比べ敷地面積が狭く、周辺建物等からの距離が近いことから、敷地周辺部の高層建物や道路を感じさせない視覚的な遮蔽機能。

#### 【整備の方針】

- ・ 5 世紀倉庫群の 1 棟を復元。残りの倉庫群と前期難波宮倉庫群を平面的に遺構表示する整備。
- ・ 大阪歴史博物館、NHK大阪放送会館の前庭空間としての小集会機能を有した整備。
- ・ 人々が語らい憩う都市公園としての整備。
- ・ コンパクトなイベント空間としての整備。
- ・ 災害時には、避難地として活用できる空間として整備。
- ・ 東側、南側の道路際に高木を配し、遮蔽機能をもたせる整備。
- ・ 適時、来訪者が遺構の理解を深められる解説板の改修整備。
- ・ 適時、老朽化した復元倉庫やウッドデッキ等の施設の改修整備。
- ・ 百葉箱の設置範囲については、事業の必要性から、当面は現状のままとし、将来的には移設を求める。

## 2 動線計画

### ① 北部ブロック

- ・メイン動線とサブ動線（回遊動線）を設定し、北部ブロック内の諸施設だけでなく、大阪城公園および大阪歴史博物館との一体的な活用を想定し移動がスムーズにできる園路を整備する。
- ・北部ブロックの中心となる内裏正殿やその周辺を画する回廊などの遺構を効率的に見学でき、また情報収集等が行えるようなメイン動線を整備する。その際、回廊等の遺構表示を活かしたものとする。
- ・休憩、散策等に利用しやすいように、サブ動線（回遊動線）を整備する。
- ・西側に位置する南北を繋ぐメイン動線については、大阪城公園からの来訪者を難波宮跡南部ブロックへ誘導するとともに各ゾーンをスムーズに繋ぐ役割を果たすことのできる整備を行う。

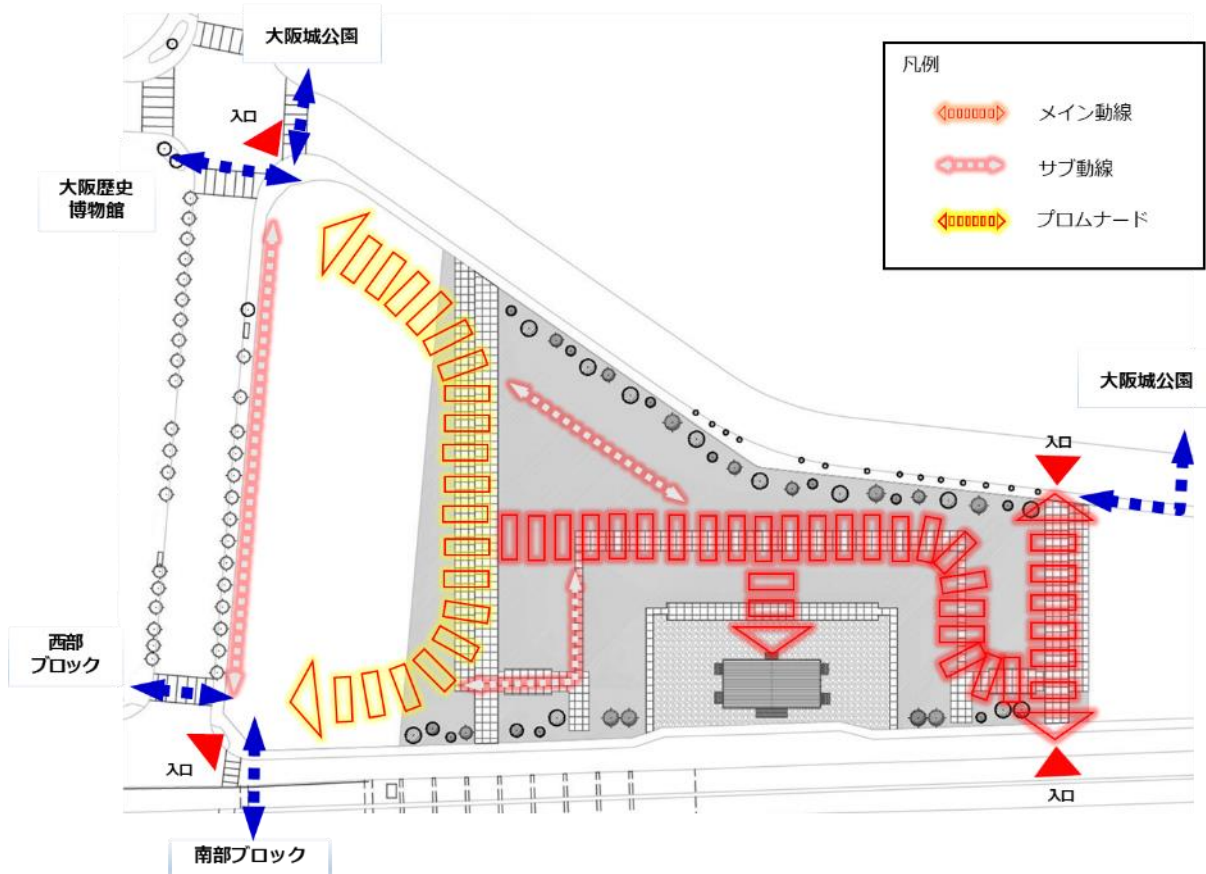


図 57 北部ブロック動線計画図

## ②南部ブロック

- ・安全で広くて歩きやすいスムーズな園路を整備する。
- ・大極殿・朝堂院・八角殿・朝堂院南門などの遺構を効率的に見学でき、また情報収集等が行えるようなメイン動線を整備する。その際、回廊等の遺構表示を活かしたものとする。
- ・既存の入口を活かした整備を行う。
- ・日常の通過動線等を考慮した園路整備を行う。その際、遺構表示と区別できる異なる表示手法とする。

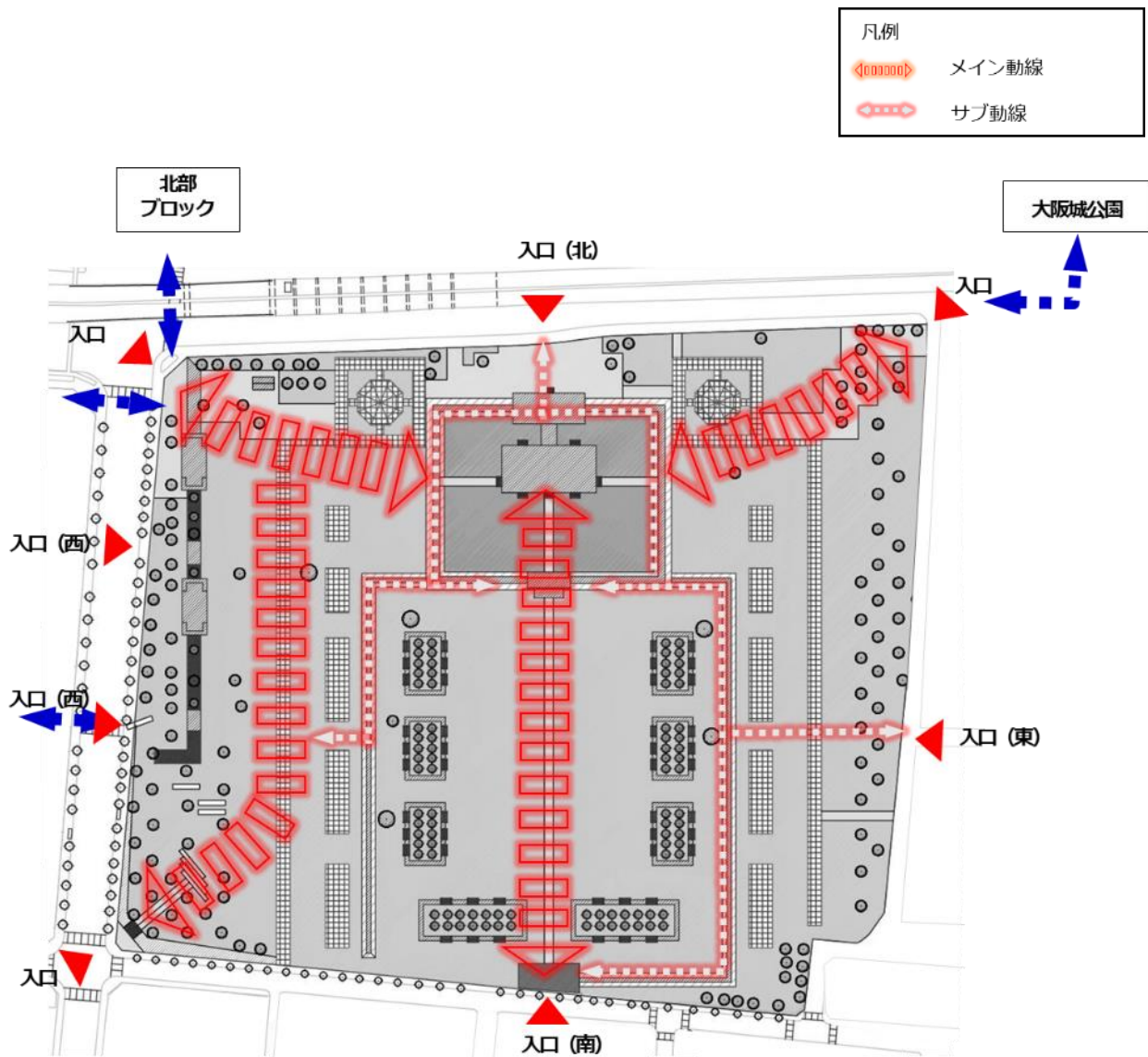


図 58 南部ブロック動線計画図



### 3 地区区分（ブロック）計画

#### ①北部ブロック

北部ブロックの求める機能に合わせてゾーンを設定し、それぞれのゾーンにおける整備内容についてまとめる。設定したゾーンの位置と名称は、下図の記載のとおりである。

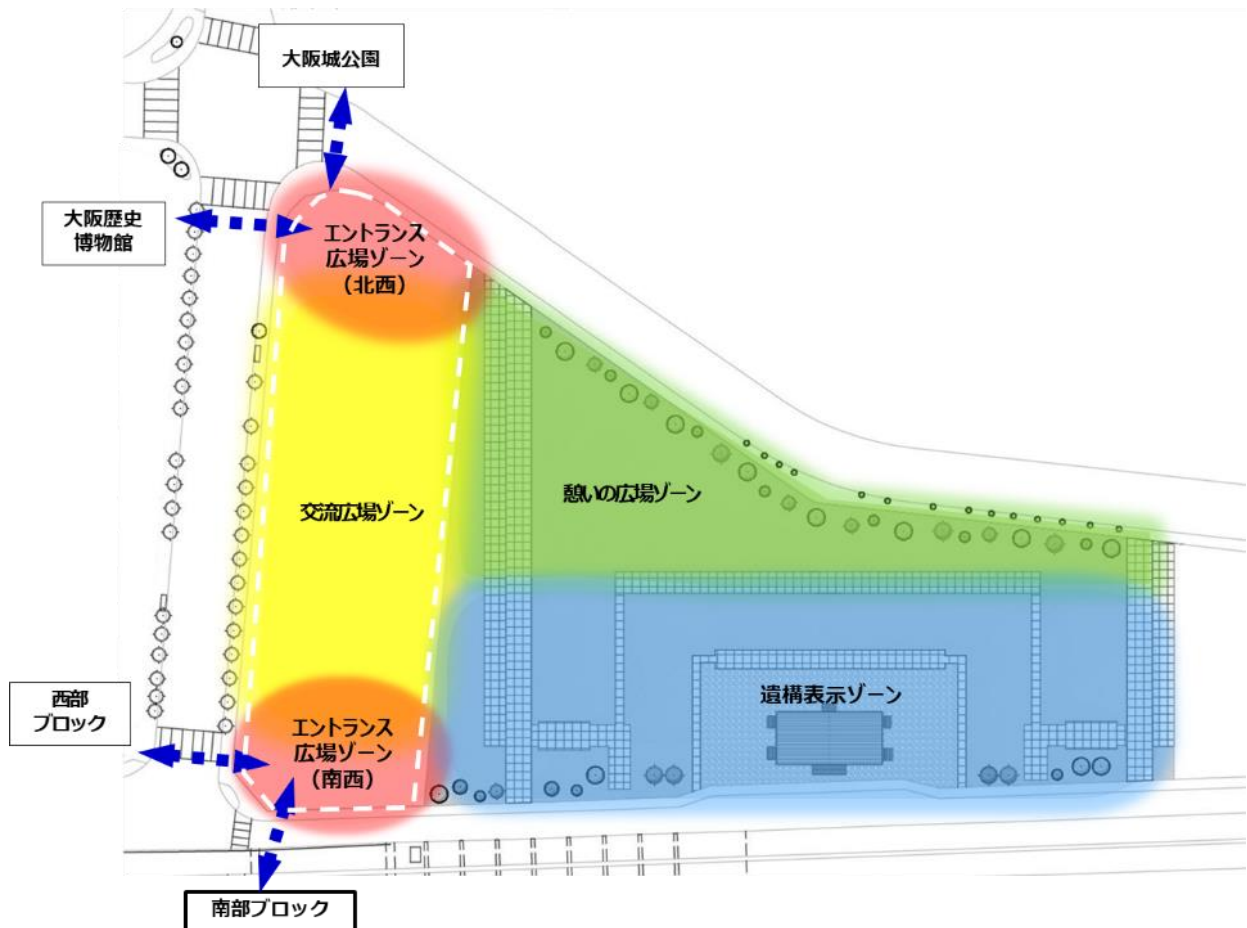


図 59 北部ブロックにおけるゾーン設定

#### 【エントランス広場ゾーン（北西）】

- ・大阪城公園方面からスムーズに入園しやすい広々とした空間とする。
- ・大阪城公園、大阪歴史博物館、難波宮跡西部・南部ブロックの行き来を誘導する導入口として、遺構表示ゾーン（特に内裏正殿遺構）への視線誘導、期待感、見え隠れ効果のある配置計画を行う。
- ・既に整備された西部ブロックおよび大阪歴史博物館との景観調和を図る。

#### 【エントランス広場ゾーン（南西）】

- ・南部、西部ブロックとの結節点として、また、地下鉄駅方面からスムーズに入園しやすい広くて開放的なエントランス広場を整備する。
- ・東側に広がる遺構表示ゾーン（特に内裏正殿遺構）への視線誘導、期待感、見え隠れ効果のある配置計画とする。
- ・大阪城天守閣を主対象とする良好な視点場を活かす。
- ・既に整備された西部ブロックおよび大阪歴史博物館との景観調和を図る。

#### 【交流広場ゾーン】

- ・難波宮跡はもとより大坂城跡を含む上町台地の文化財について、多くの来訪者が解説展示等により理解を深めるための学習機能や、安全快適に見聞するためのインフォメーション等の便益機能を集約した利便性の高い施設を設置する。
- ・各施設の利用者や、小中学校等の教育関連機関が難波宮跡を歴史体験学習の場として利用することを考慮して、駐車場の整備を検討する。

#### 【憩いの広場ゾーン】

- ・内裏正殿北側のエリアは天皇の日常生活空間であったことを考慮し、食事をしたり、寝転んだりできる憩いの草地の広場として整備し、歴史を感じながらレクリエーションを楽しむ空間とする。
- ・多くの人が集い、休憩できる広場とする。

#### 【遺構表示ゾーン】

- ・後期内裏正殿は内裏の中心建築であることから、基壇を具体的にイメージできるような存在感のある整備をおこない、大阪城天守閣をはじめ、南部ブロックや周囲への眺望を楽しむことができるようにする。
- ・前・後期内裏回廊（塀を含む）は、内裏の範囲を示すとともに内裏のスケール感を出す役割を果たし、園路としても機能する整備を行う。
- ・景観阻害となる南側道路とその境を緑化により遮蔽し、落ち着いた内裏空間を演出する。

## ②南部ブロック

南部ブロックの敷地に、機能に応じたゾーンを設定し、それぞれのゾーンにおける整備内容についてまとめる。設定したゾーンの範囲と名称については、下図のとおりとする。

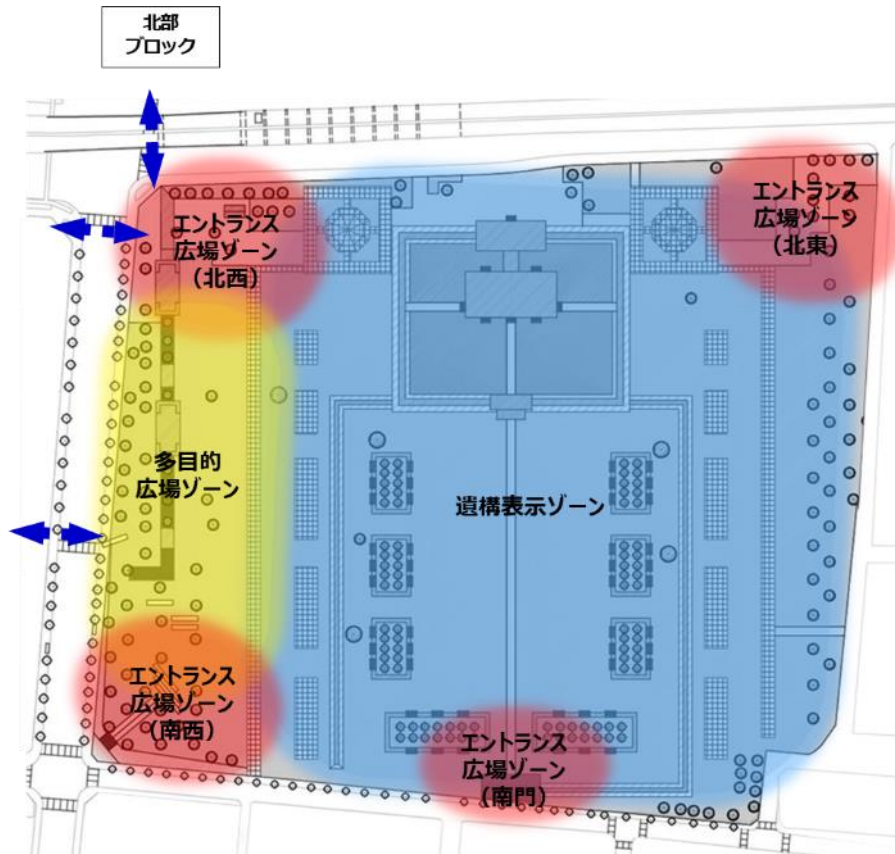


図 60 南部ブロックにおけるゾーン設定

### 【エントランス広場ゾーン（北西）】

- ・地下鉄出入口に最も近く、北部、西部ブロックとの結節点として、利用頻度の高い難波宮跡全体のメインエントランスとして、機能を充実する。
- ・緑量のある現在のゲート空間を活かし、見え隠れ効果の演出により、大極殿院、朝堂院などの広大な遺構空間のインパクトを与える。

### 【エントランス広場ゾーン（南西）】

- ・上町交差点部は、上町筋を通行する車両や歩行者から難波宮跡の視認性を高めるために、計画地と道路の高低差（約 2 m）を法面処理にて開放性を向上させるような空間処理を行う。



図 61 上町交差点部

#### 【エントランス広場ゾーン（北東）】

- ・中央大通を通行する車両や歩行者から、難波宮跡の視認性が高まるよう、エントランスの整備を行う。

#### 【エントランス広場ゾーン（南門）】

- ・後期朝堂院南門の遺構表示を兼ね備えたエントランスの整備を行う。

#### 【遺構表示ゾーン】

- ・遺構表示による歴史的空間の追体験と散策、レクリエーションなどの公園機能を兼ね備えた整備とする。
- ・中軸線を意識して、北部ブロックとの連続性を体感できる整備手法とする。
- ・朝堂院のスペースを活かして、イベント等、多様なレクリエーション活動が可能な広がりのある空間を整備する。
- ・緑陰や休憩所を設置することで、日陰の少ない遺構表示ゾーンにふさわしい日陰となる休息の場をつくることを検討し、安全で快適に利用できる空間を提供する。
- ・周辺住民の日常動線として利用されていることより、遺構表示の活用以外にも、歩行者動線を整備する。
- ・楽しみながら史跡体験できる「AR 難波宮」等の利用促進ルートを考慮する。
- ・遺構表示ゾーンの東側エリアについては、東方官衙地区における発掘調査結果を踏まえ、当該地区と一体的な整備となるよう、必要に応じ整備内容の見直しを行う。



図 62 四天王寺ワゴン開催時の南部ブロック

#### 【多目的広場ゾーン】

- ・軽運動やイベント等、多目的に利用できる広場として利用できるよう整備を行う。また、大規模なイベント時には、臨時駐車場としても使用可能な設えとする。

## 4 遺構保存に関する計画

---

- ・保存されている地下遺構、遺物を適切に保存（保存管理）する。
- ・難波宮期の地下遺構により定義付けられる空間を適切に保存（保存管理）する。
- ・公開、活用にあたっては、学術調査等の成果を踏まえ、適切な対応をとる。
- ・現状変更を許可する場合は、地下遺構を損なわないこと、および史跡としての景観に調和するものであることを条件とする。
- ・保存管理にあたっては関係諸機関と連携を図り、また市民、周辺住民等の協働、参画を図る。
- ・史跡指定地周辺の重要遺構が発見されている敷地の地権者等と協議し、史跡追加指定、用地の公有化を図る。

## 5 遺構の表現に関する計画

---

昭和 29 年（1954）以来の継続した発掘調査、研究により難波宮跡の歴史的重要性が明らかにされ、それらを構成する遺構の位置、規模、性格等が明確となった。中枢部の広い範囲が史跡に指定され、昭和 46 年（1971）以降、南部ブロックにおいて、継続して地表部にそれらの位置、規模を示すために遺構表示がおこなわれてきた。史跡を訪れた市民は、それらによって難波宮の全体像を理解し、歴史を迫体験することができる。今後、北部ブロックにおいても、見学者が難波宮の内裏の規模、形態を理解できるよう、地表面に内裏を構成する主な遺構の表示をおこなう。

### ①北部ブロック

これまでにおこなわれた発掘調査により、内裏地区から多くの建築遺構が発見されている。前・後期の内裏回廊の内側に、前期は内郭回廊・堀の内部に内裏後殿と軒廊、東西脇殿などが検出されている。後期も同様に内郭回廊・堀により区画された内部に内裏正殿、前殿などが検出されている（以下、この範囲を内裏正殿区画とよぶ）。

これらはほぼ同一の範囲内に重複して位置しているため、すべてを同一平面上（地表面上）に表示することは困難である。あえておこなっても見学者の混乱を招くだけであり、遺構の理解を進めるうえで有効な手法とはいえない。そのため遺構表示をおこなう遺構は、内裏の規模を示す前・後期の回廊（堀を含む）と宮殿の中心的建物である後期内裏正殿とする。

#### 【後期内裏正殿】

- ・内裏正殿は内裏の最も中心的な建物であり、南部ブロックの大極殿とともに難波宮のなかで最も中核となる建物である。遺構表示にあたっては北部ブロックの眺望のかなめとなるよう、高い位置から周囲を眺望できるようにする。その手法として、内裏正殿は（大極殿が基壇・礎石建ての構造であることと異なり）掘立柱形式で高床式の構造であったため、本来は木造によって床構造を復元する

ことが望ましいが維持管理上の問題がある。したがって、木質（風）の材質を用いて床構造を復元する手法や、ICT技術を活用したVRやARでの復元も含めて、往時の姿をわかりやすく、また、安全に見学できるようにするための手法を検討する。

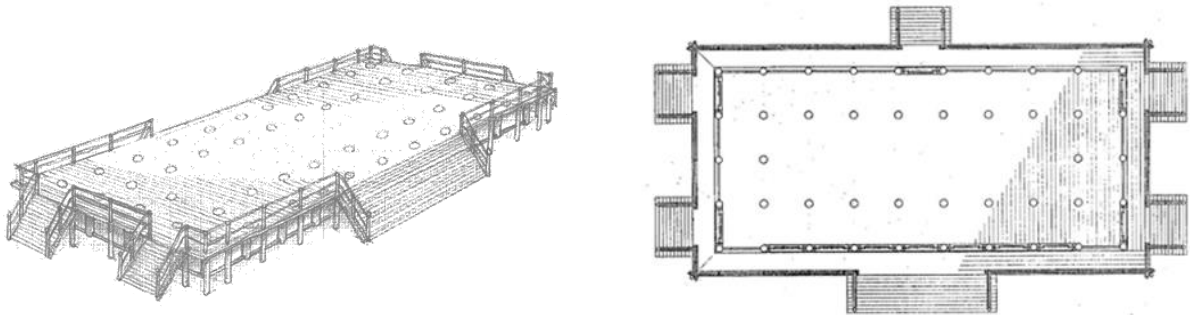


図 63 後期内裏正殿整備イメージ図（パース図・平面図）

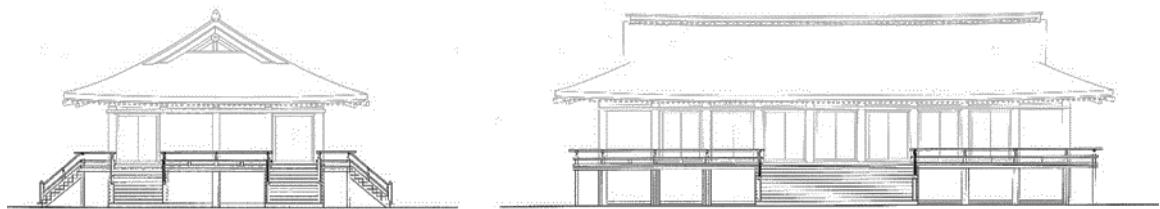


図 64 後期内裏正殿整備イメージ図（側面図・正面図）

#### 【回廊（塀を含む）】

- ・回廊は内裏の区画を示すことから、それらを見渡すことにより内裏の規模、スケール感を体感することができる。
- ・北部ブロック内の内裏地区は道路に挟まれた不整形な敷地であり、また南北方向には十分な広さがとれない。これまで南部ブロックでは遺構表示の手法として前期は一段掘窪め、後期は基壇状の土盛りとし、高低差で前・後期の遺構を識別でき

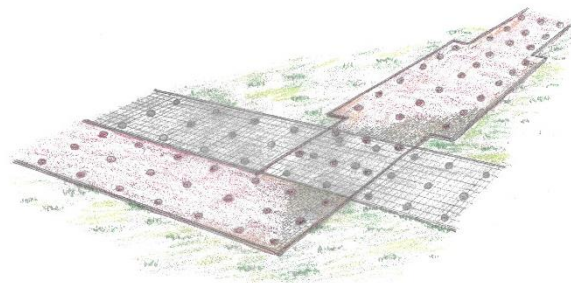


図 65 前・後期回廊イメージ図

るようにするという手法をとってきた。しかし北部ブロックでは不整形な敷地を安全にまた有効に利用できるよう、地表面に高低差はつくらず平面的な表示方法とする。

- ・ただし北・南・西の3つのブロックに共通した表示手法として、従来通り前期は赤色、後期は黒もしくは黒灰色を基調とした色彩とし、全体としての統一感をだすようにする。具体的な手法としては、発掘調査によって明らかになった遺構の規模、位置に合わせて石もしくはブロック等を敷設し、回廊を表示する。また、遺構表示の一部において、発掘調査の過程を理解してもらえよう、実測図を陶板に焼きつけた舗装の整備やAR等のデジタル技術を活用した仕掛けを検討する。また前期遺構は（南部ブロックと同様に）植栽を配すなどして、柔らかいイメージのものとする。なお回廊の遺構表示は、見学の主動線としての役割を果たすようにする。

### 【外郭築地遺構】

- ・史跡の本質的価値である地下の実物遺構を見学できるように、外郭築地遺構の露出展示を検討する。そのために、カビ・コケの発生あるいは塩類の析出による瓦や遺構面の劣化を防ぐにはどのような公開環境が必要か、及びそれを実現するために施設の機能について他事例の調査・研究をおこない、瓦等の遺構・遺物等の保存に影響を及ぼさない公開手法等の具体的な検討をおこなう。



図 66 後期内裏西外郭築地の瓦落下遺構

### 【その他】

- ・地表面の処理：後期内裏正殿区画の内部は小石敷きをイメージできる擬石平板等とする。それ以外の回廊で囲まれた内裏内部は草地を基本とし、ゆったりと休息等ができるようにする。
- ・回遊動線通路：主動線である回廊の遺構表示以外に、必要な箇所に回遊動線を設定する。回廊の遺構表示と区別できるように、色彩は無機質なものとするなど異なる外観とする。



図 67 舗装イメージ

## ②南部ブロック

- ・前期、後期の遺構表示方法は、従来の遺構表示方法を踏襲する。
- ・遺構の配置は最新の発掘調査に基づき可能な限り正確に配置する。
- ・難波宮の往時の姿をわかりやすく、またスケール感をもって体感できるようにするため、難波宮跡のシンボルとなるような歴史的建築物の「復元展示」を検討する。



図 68 大極殿院整備状況（1次整備）

## 6 案内・解説施設に関する計画

難波宮跡の来訪者がその歴史的重要性を理解し、また快適に見学ができるようにするために、必要な箇所にサインを設置する。

各ブロックのメイン・サブエントランス、導入部となる広場にはタイトル表示をかねた総合解説を置く。ブロック内で見学の中核となる箇所など必要な箇所には、各ブロックの理解に必要なブロック別解説を置く。地表部に設置した遺構表示は、それぞれに個別遺構（表示）解説を置く。地下鉄駅や大阪城公園など周辺諸施設からのアクセスが可能となるように案内誘導サインを置く。回廊など長大なものが必要な箇所に繰り返し設置する。史跡難波宮跡は都市公園であり、公共の空間として多くの市民が利用するものであるから、快適な利用を求めめるための規制サインは、出入口付近など最低限必要な箇所に設置する。

各案内・解説施設の構成は、文字だけでなく、写真、イラスト、復元図等を用い、また必要に応じて模型や音声解説を併用するなど、見学者が理解しやすいよう努める。また、形態・意匠など、統一的なデザインを目指すとともに、言語は日本語の他、中国語、韓国語、英語等を用いるなど、多言語表示を二次元コードでの表示も含め検討する。

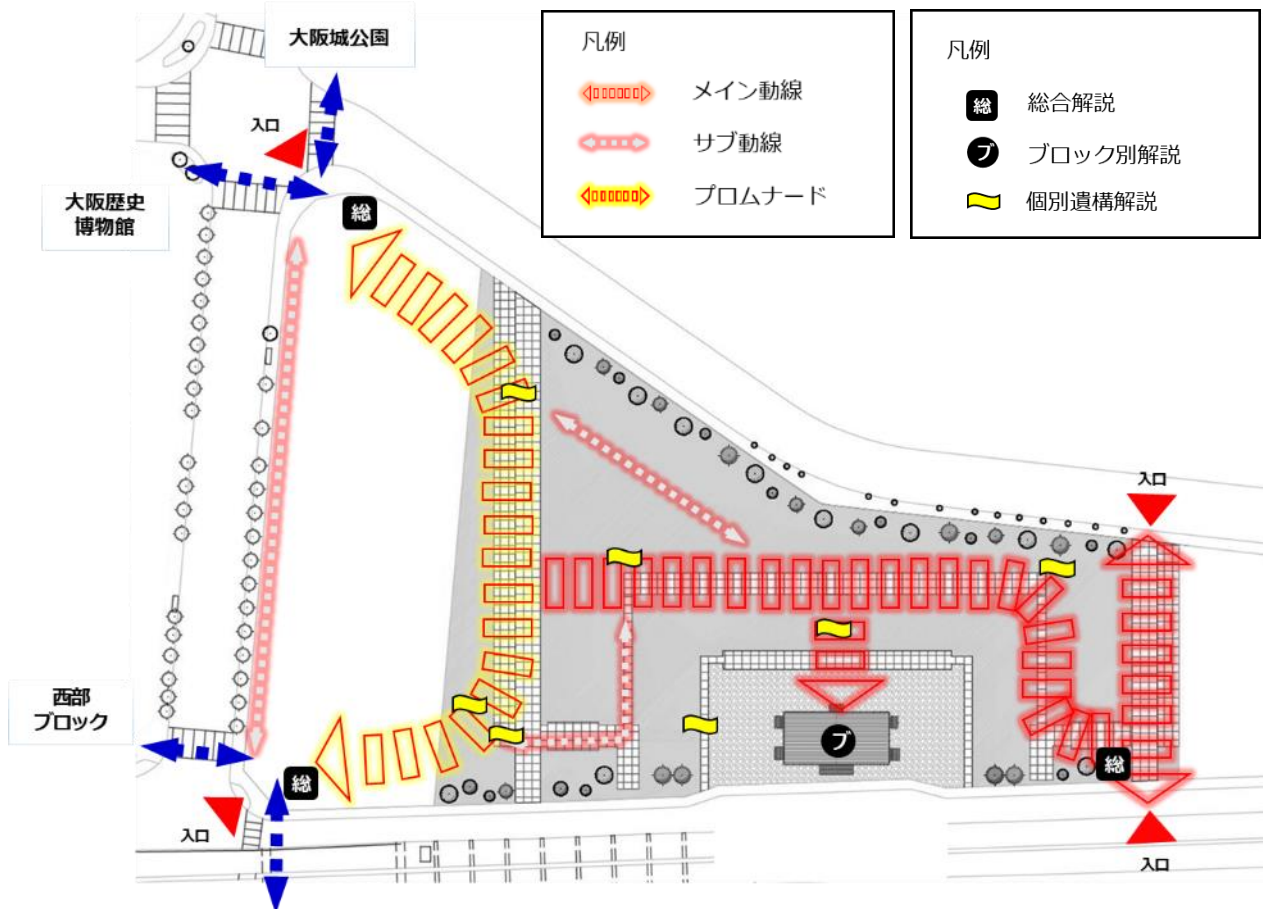


図 69 北部ブロックサイン配置イメージ図



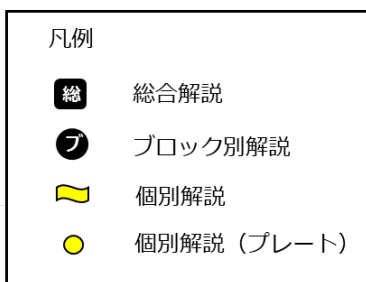
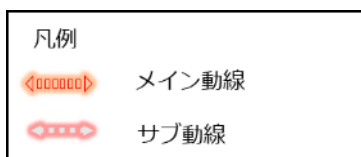
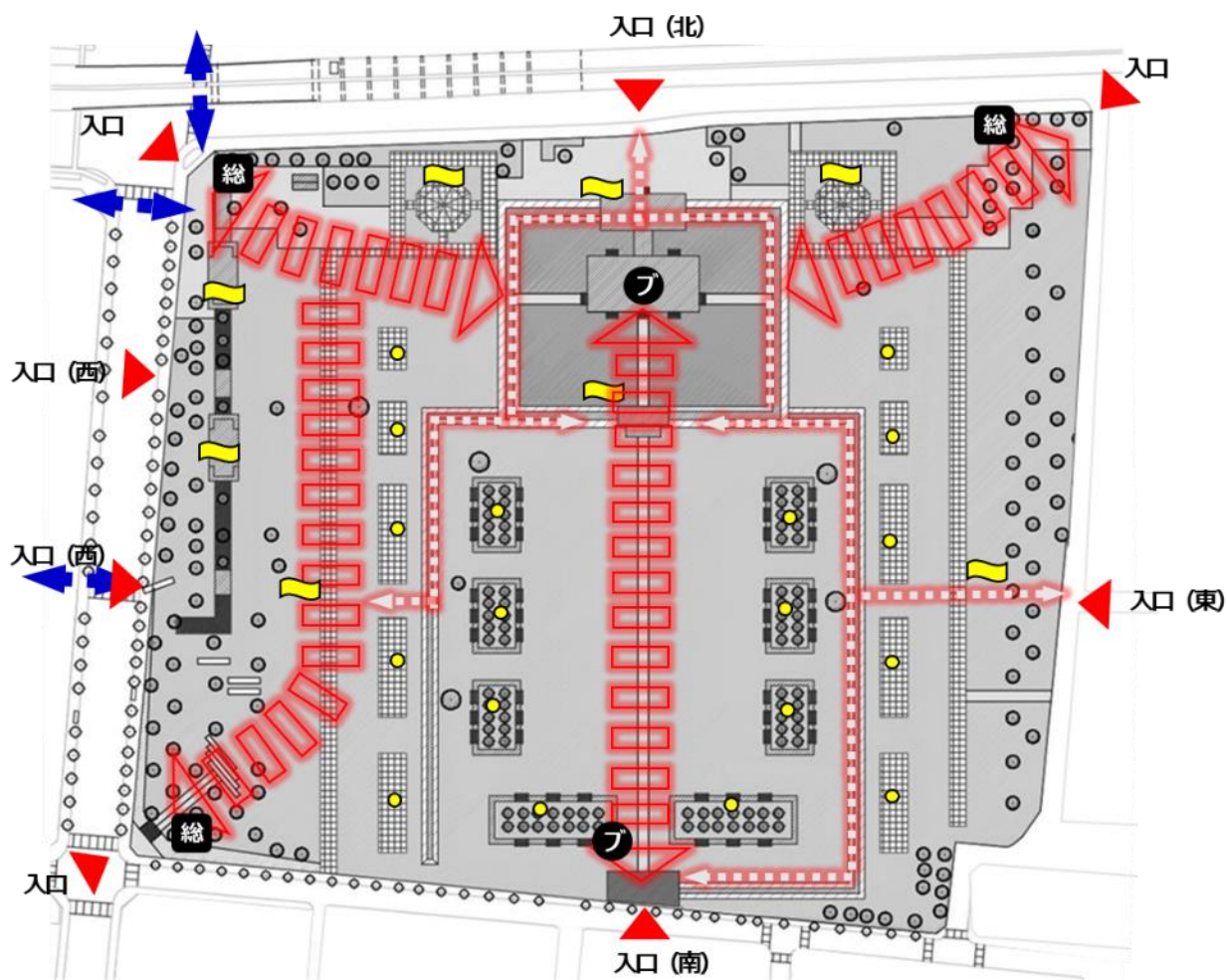


図 70 南部ブロックサイン配置イメージ図

### ①総合解説（タイトル表示をかねる）

- ・メイン、サブエントランスに設置。
- ・タイトル表示、史跡全体解説、前・後期殿舎配置図
- ・鳥観図、復元図、写真等を用い、わかりやすく示す。



図 71 総合解説版（イメージ）

### ②ブロック別解説

- ・大極殿復元基壇上、内裏正殿復元基壇上など、各ブロックの眺望ポイント等に設置。
- ・各眺望ポイントから眺望できる範囲を中心に解説。
- ・保存、整備の歴史性が伝わるよう、発掘調査や整備のプロセスについても解説。
- ・復元図、写真等を用い宮殿空間のかつての姿、スケール感を体感できるよう工夫する。



図 72 ブロック別解説（イメージ）

### ③個別遺構（表示）解説

- ・地表面に設置した個々の遺構表示の名称や説明（「大極殿」「朝堂院」「朝堂院回廊」「東・西八角殿」「内裏」「内裏正殿」「内裏回廊」「朝堂院東第1～4堂」など）
- ・復元図、写真等を用い、わかりやすく示す。
- ・回廊等、長大な遺構は随所に同様のものを設置する。



図 73 個別遺構（表示）解説（イメージ）